

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

I 開催日時 令和5年7月18日(火) 午後2時～午後2時47分

II 開催方法 Web会議

III 出席者 理事 13名(委任状2名)
監事 1名
事務局 8名

IV 付議事項

【議決事項】

- 議第33号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 議第34号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算
- 議第35号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算
- 議第36号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算
- 議第37号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 議第38号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第39号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算
- 議第40号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 議第41号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算
- 議第42号 令和4年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算
- 議第43号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【報告事項】

(令和4年度分)

報告第3号 弾力条項の適用

(令和5年度分)

報告第1号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会の契約

報告第 2 号 京都府国民健康保険団体連合会総務委員会委員の変更

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について
令和 4 年度第 2 回外部監査結果報告に対する措置について（監事報告）

V 議事内容

（理事長挨拶）

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、国保連合会理事会の開催をご案内させていただきましたところ、理事各位には、公務ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、理事長を仰せつかりました長岡京市の中小路でございます。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

理事会の開会に先立ちまして、お亡くなりになられました和束町長の堀 忠雄 様を偲び、皆様とともに黙祷させていただきました。改めて当会への格別なお力添えに深く感謝いたしますとともに、心よりご冥福をお祈り申しあげます。

さて、本日の理事会におきましては、議決事項としまして、令和 4 年度分の事業報告や一般会計歳入歳出決算など 11 件についてご審議をいただくほか、報告事項として、弾力条項の適用など、5 件について聴取をお願いしております。

また、令和 4 年度事業報告や一般会計、各特別会計歳入歳出決算は、去る 7 月 10 日の監事会において監査をいただいております。後ほど、監事の方から監査結果の報告をいただくこととしております。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申しあげます。

（議 長）

はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長より指名してよろしいでしょうか。異議のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

（議 長）

ご異議がないようですので、宇治市の松村市長様、京丹後市の中山市長様をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の議第 33 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告」を議題とし、事務局の説明を求めます。よろしくお願ひいたします。

(事務局：総務部長)

議第 33 号 令和 4 年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。

議案書の 3 頁をお開き願います。

「1 はじめに」でございます。

一つ目の○に記載のとおり、4 年度においては、診療報酬や介護給付費及び障害介護給付費の審査支払等の通常業務に加えて、新型コロナワクチンの追加接種費用や介護サービス事業所等に対する介護職員等処遇改善支援費の請求支払業務といった臨時的な業務についても、限られた人員の下で円滑な実施に努めて参りました。

二つ目の○へ参りまして、6 年 4 月に更改予定の診療報酬の審査支払の基幹システムである国保総合システムについては、クラウド化やシステムの一部を社会保険診療報酬支払基金のシステムと共同で利用することを国から求められ、システム更改費用が多額に上り、財源の確保が課題となっておりますが、地方六団体等のご支援の下、4 年度分の更改費用に対して 54 億円、5 年度分更改費用に対して 57 億円の国補助金が措置されており、引き続き、6 年度の補助金確保に向けて要望を行って参ります。

また、三つ目の○のとおり、外部監査の指摘を受けて、適正な手数料の設定方針として、4 年度以降、業務ごとに 3 年間を一期間とする収支見通しを作成し、手数料の改定等により収支の均衡を目指すこととしています。4 年度においては、国民健康保険事業関係業務及び後期高齢者医療事業関係業務並びに国保の共同処理事業に係る手数料について見直し作業を行い、5 年度から必要な手数料改定を行いました。

今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護にしっかりと取り組み、円滑な業務運営に努めて参ります。

4 頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 令和 4 年度における主な取組」でございます。

はじめに、(1) 審査支払機能に関する改革工程表に基づく取組の推進については、一つ目及び二つ目の○を合わせてご覧いただきまして、厚労省、支払基金及び国保中央会が取りまとめた工程表において、審査結果の不合理的な差異の解消に向けて、支払基金と国保連の統合的なレセプトコンピュータチェックの実現を目指すことを受けて、国保連では、国保総合システムのコンピュータチェックの内容を全国統一するための取り組みを行いました。

4 年度におきましては、三つ目の○のとおり、本会が未完了としていた歯科、調剤等のコンピュータチェックについて、全国共通設定を完了しています。

また、四つ目の○へ参りまして、支払基金との 6 年度の受付領域の共同利用に向けて国保総合システムのクラウド化等の更改を進め、さらに審査・支払領域の共同利用に向けた開発について、厚労省・デジタル庁の参画の下、その対応に注力していく必要がある

ことを記載しています。

次に、(2) 介護保険におけるケアプランデータ連携システムの構築・運用でございます。

一つ目及び二つ目の○を併せてご覧いただきまして、国の規制改革実施計画において、介護サービスの生産性向上のための改革が求められ、国保中央会においては、厚労省からの協力依頼を受けて、介護保険の居宅サービス計画書等を居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で電子データにより連携するシステムの構築が行われ、5年4月からの実施に向けて、システム開発を進めてきました。

本会においては、システムの本稼働に伴い、事業所からの利用届け出の確認や電子証明書の発行業務等を着実に進めて参ります。

引き続きまして、(3) 市町村国保への加入勧奨ファイルの提供でございます。

被用者保険における資格喪失後受診から3箇月を経過した時点で、新資格が登録されていない者をオンライン資格確認等システムから抽出して作成した加入勧奨ファイルを4年度においては、21市町村へ提供しました。

次に、(4) 新型コロナワクチンの追加接種費用請求支払業務でございます。

一つ目及び二つ目の○に記載のとおり、追加接種及び臨時予防接種を行う期間の延長に伴い、住所地外の医療機関で接種した費用の請求支払業務を国保連が行うとの国の方針に基づく業務の受託に加えて、本会では、一部の市町村から住所地内の医療機関での接種費用の請求支払業務も受託しており、4年度における接種費用の支払額は、約43億円、支払件数は約154万件に上りました。

なお、三つ目の○のとおり、5年度においても臨時接種の延長が行われており、引き続き、円滑な業務の実施に努めて参ります。

最後に、(5) 中期的視点に立った事業運営の推進でございます。

一つ目の○では、特定健診・特定保健指導等事業においては、手数料収入に大きな伸びを見込めない中であって、特定健診等データ管理システムの更改に要する財源の確保等が必要なことから、4年度から6年度までの収支見通しを基に手数料を4年4月から改定させていただきました。

二つ目の○に参りまして、4年度においては、国保及び後期高齢者医療事業に係る手数料等の5年度から7年度までの収支を見通したところ、いずれも収支の不足が見込まれたことを受けて、国保事業においては、審査支払手数料等の改定により収支不足を補てんする一方、後期高齢者医療事業においては、収支不足額が小額にとどまるため、手数料等の改定は行わず、経費の節減により収支の均衡を目指すこととしています。

本会における業務の多くは国保総合システムをはじめとする各種システムを活用して行っており、これらシステムの円滑な更改が重要なことから、財政運営の透明性を高めるためにも、業務ごとに3年を一期間とする収支見通しを基に財源の確保に努めて参ります。

6頁をお開き願います。

「令和4年度個別取組」でございます。

6頁から10頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会、各種委員会等の開催状況、また、連合会の役員や職員の状況を記載しています。

11頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載しています。時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は省略させていただきます。

令和4年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第33号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議長)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、議第33号については次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 34 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から、議第 42 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを、一括議題として、事務局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

(事務局：財務課長)

議第 34 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算」から議第 42 号「令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までは、議案書 253 頁の令和 4 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況を用いてご説明します。

255 頁をお開き願います。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。

なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申しあげます。

まず、一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計で、4 年度の歳出決算額が 24 億 5,263 万円と多額に上っておりますのは、京都府介護・福祉職員処遇改善支援事業の支払業務の事業費 23 億 5,420 万円を計上したことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

診療報酬支払勘定については、被保険者数の減少等により、また、新型コロナワクチン接種費用の支出金等を計上した抗体検査等費用支払勘定については、取扱件数の減によりともに前年度を下回る決算額となっております。また、出産育児一時金等の支払勘定も昨年度に引き続き減額となっております。一方、感染症に係る公費負担の増等により、公費負担医療の支払勘定の歳出決算額は増加しています。

次に、職員退職手当金の歳出決算額 4,830 万 9 千円は、2 名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、前年度を下回っておりますのは、退職職員数の減によるものでございます。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、令和 4 年度の貸付件数は、10 件、貸付額 90 万円となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

要介護認定者数や取扱件数の増等を受けて、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定ともに、前年度を上回る歳出決算額となっております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費、障害児給付費ともに高い伸び率となっておりますが、障害児給付費の伸び率 9.3%は、3 年度決算の伸び率 11.4%に比べて伸びが鈍化しています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、診療報酬等の取扱件数が増加し、歳出決算額は前年度を上回っています。また、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定についても感染症に係る公費負担が増加し、対前年度 49.8%

増の大きな伸びとなっています。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

特定健診及び特定保健指導等の実施件数が増加したため、特定健診・特定保健指導等費用支払勘定と後期高齢者健診等費用支払勘定はともに前年度を上回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償の件数及び1件当たりの求償額ともに前年度に比べて増加したことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を16.6%上回っています。

256頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定につきましては、国の審査支払事務費等補助金や繰越金が減額となるほか、新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料が昨年と比べ約2億2,200万円減となったものの、令和6年度の国保総合システムの更改に向け、国保総合システム開発負担金の支払いに充てるため減価償却引当資産からの繰入金が大幅に増加したことから、歳入決算額は、前年度を5.1%上回りました。歳出についても、人件費や業務委託費は減となったものの、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増加したほか、システム関連経費が増加したことに加えて、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産等への積立金の増により、前年度を6.5%上回る決算額となっています。

最下段に記載しています実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が1,994万4千円悪化し、赤字額が2,622万7千円に拡大しました。

257頁をご覧ください。

介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

国の介護保険事業費補助金が減額となったものの、手数料に加えて保険者からの受託業務による負担金の増により諸収入その他も増加したほか、繰入金や繰越金が増加したことから、歳入決算額は、前年度を15.2%上回りました。歳出についても、人件費は減少したものの、介護給付費共同処理業務の業務委託費の増等により、前年度を12.9%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が589万6千円改善し、1,428万9千円の黒字となっています。

258頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

繰越金や電子証明書発行手数料受入金の減により諸収入その他が減となったものの、繰入金や手数料が増加したことから、歳入決算額は、前年度を12.7%上回りました。一方、歳出については、業務委託費や積立金が増加したものの、人件費やシステム関連経費は減少したことから、前年度を0.1%下回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が2,245万6千円改善し、2,119万1千円の黒字となっています。

259 頁をご覧ください。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。

繰越金が大幅な減額となるほか、国の第三者求償事業補助金も減となったものの、診療報酬審査支払特別会計業務勘定と同様に、国保総合システムの更改に向け、国保総合システム開発負担金の支払いに充てるため減価償却引当資産からの繰入金等が増となったことから、歳入決算額は、前年度を 19.1%上回りました。歳出についても、人件費のほか減価償却引当資産等への積立金等が減少したものの、国保中央会へ国保総合システム開発負担金を支払ったことに伴い一般管理費その他が増したほか、システム関連経費が増したことから、前年度を 17.0%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が 9,081 万 5 千円改善し、3,172 万 1 千円の黒字となっています。

260 頁をお開き願います。

最後に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

繰入金や繰越金も減少したものの、手数料改定に伴い手数料収入が増加し、歳入決算額は、前年度を 5.9%上回りました。歳出についても、人件費やシステム関連経費は、減となったものの、財政調整基金積立資産や ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金の増加のほか、国保中央会へ支払うデータ管理システム負担金の増等により一般管理費その他が増したことから、前年度を 4.7%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、前年度に比べて収支が 1,180 万 7 千円改善し、574 万 7 千円の黒字となりました。

261 頁をご覧ください。

積立資産等の状況でございます。261 頁から 262 頁にかけまして、5 年 3 月 31 日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめています。

まず、減価償却引当資産については、4 年度は国保総合システムの更改に向け、診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定から、国保中央会へ国保総合システム開発負担金約 1 億 9,800 万円を支払うための取崩しがあったことから、積立残高は前年度を下回っています。一方、それ以外の業務勘定につきましては、積立残高は前年度を上回っています。

次の財政調整基金積立資産は、特定健診・特定保健指導等事業関係業務特別会計の業務勘定を除いて、積立上限額の 80%を超える積立てを行っています。

次に、電算処理システム導入作業経費積立資産は、4 年度はシステムの更改等による多額の取崩しがなかったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。

次の ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産についても、同様にいずれの業務勘定においても積立残高は前年度を上回っています。

なお、特定健診等の業務勘定においては、4 年度からの手数料改定に伴い手数料収入の増加を受けて収支が改善したことから、財政調整基金と ICT 等を活用した積立資産の積立を開始しました。

次に、262 頁の「6 職員退職手当金特別会計」における退職給付引当資産でございます。

す。今後5年間の退職予定者の退職手当金見込額の5分の1を毎年度積立てるもので、4年度末残高は、3億5,503万6千円となっています。

なお、事業運営安定化積立資産は、平成26年度に減価償却引当資産をはじめとする積立資産が制度化される以前に保有していた現金の積立てなどを行っているもので、運用利息のみを積立てています。

263頁をご覧ください。

本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

令和5年3月31日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、264頁に記載の資産から負債を差引いた正味財産が前年度に比べて約2億9,400万円の増額となっておりますのは、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産の増等によるものです。

令和4年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ここで監査結果の報告を、宇治田原町 健康対策課 岡崎 様よりお願いいたします。

(監事：宇治田原町 健康対策課 課長 岡崎 様 (代理))

代理出席にて失礼いたします。

監査結果報告書

京都府国民健康保険団体連合会規約第28条に基づき、令和4年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも業務について、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和5年7月10日、監事 向日市長 安田 守、監事 宇治田原町長 西谷 信夫、監事 京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長 中川 恵司。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議長)

特にご質問等もないようですので、議第 34 号から議第 42 号までについては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議長)

ありがとうございました。それでは原案のとおりご承認いただきましたので議第 34 号から議第 42 号までについては次の総会に付議させていただきます。

続きまして、議第 43 号「京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について」を議題とします。本件につきましては、事務局の説明を省略し、通常総会を 7 月 26 日午後 2 時から、Web 会議方式で開催をすることにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様から異議のご発言はございません。

(議長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、左様に決めます。

議決事項は以上になります。

続きまして、事務局より報告事項を聴取いたします。

事務局、よろしく願いいたします。

(事務局：総務課長)

議案書の 267 ページをお開きいただきまして、弾力条項の適用についてでございます。

診療報酬審査支払特別会計において本会の財務規則第 11 条第 2 項の規定を適用したので総会に報告するものでございます。

269 ページをお開きください。

業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができるとしており、

新型コロナワクチン接種の増加に伴い、支払費用に不足が生じたため、271 ページに記載のとおり、抗体検査等費用に関する支払勘定において 13 億 5,224 万 4 千円を適用いたしました。

弾力条項の適用についてのご報告は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案書の 273 ページをお開きいただきまして、令和 5 年度国保連合会の契約についてでございます。

1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会財務規則第 54 条第 5 項に基づき、1 件の契約の内容等についてご報告します。

診療報酬の審査支払等を行う国保総合システムの運用・サポート業務で、株式会社ケーケーシー情報システムと、契約金額 1 億 5,725 万 1,600 円で契約を締結し、契約期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日としています。

国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案書の 275 ページをお開きいただきまして、国保連合会総務委員会委員の変更についてでございます。

委員の変更について理事会への報告を定める国保連合会専門委員会規程第 6 条第 3 項に基づき、総務委員会委員の変更が生じたので、ご報告します。

前任の国保連合会副理事長兼常務理事 高城 順一 氏の令和 5 年 5 月 31 日退任に伴い、国保連合会副理事長兼常務理事 三宅 英知を総務委員会委員とするものです。

なお、参考に総務委員会の委員名簿を掲載しております。堀町長には委員長を務めていただいておりますが、本会の理事や総務委員会委員の後任については、今後、町村会とも調整させていただきたいと考えております。

国保連合会総務委員会委員の変更についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

特にご質問等もないようですので、続きまして、その他として事務局より報告を聴取いたします。

(事務局：総務課長)

277 ページをご覧ください。

この文書は、公益社団法人国保中央会において、去る 6 月 30 日の定期総会にて採択さ

れ、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、6年度分についても引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、去る7月12日に、厚生労働大臣及び財務大臣へ陳情が行われており、本会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取り組みを続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案書の279ページをお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果報告を受けて当会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第7条第2項の規定に基づき、監事の方々から理事会へ報告がなされております。

今回の報告は、4年度2回目の外部監査で、1つ目は、総務課庶務係で直接受付を行う請求書について、支出負担行為兼支出伝票に検査済みの押印のある納品書等が添付されていないものがあるとの指摘を受け、契約代価の支払いをしようとするときは、検査済みの押印のある納品書等を支出負担行為兼支出伝票に添付するよう、内部手続きを見直す措置を講じました。2つ目は、令和4年12月分の支出負担行為書の資料添付について、承認後に取り外したことにより添付されていないものがあるとの指摘を受け、今後は、支出負担行為書の資料添付を適切に行う措置を講じました。

外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

ありがとうございます。

この際ですので他に皆様から何かございますでしょうか。

(挙手なし)

(事務局)

事務局です。理事の皆様からご質問等はございません。

(議 長)

ありがとうございました。円滑な進行にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。

本日の理事会はこれにて閉会いたします。
皆様、ありがとうございました。